

平成27年度答申第4号

平成27年 5月19日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

個人情報の目的外利用について (答申)

平成27年5月19日付けをもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

「やさシティ、まつど。」商品券配布事務に係る個人情報の目的外利用について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

なお、「やさシティ、まつど。」商品券配布事務の実施にあたっては、商品券の発送等につきDV情報及び施設入所情報等にも十分留意するなど個人情報の適切な管理措置が講じられるよう、実施機関内はもとより受託事業者を含め指導することを求める。

3 市の機関からの諮問内容

(1) 事業の名称

「やさシティ、まつど。」商品券配布事務

(2) 個人情報の目的外利用の必要性

配布対象者の抽出及び商品券の郵送に住所等の情報が必要なため。

(3) 目的外利用する保有個人情報の内容

平成27年4月1日を基準日とし、松戸市内に住民登録されている市民のうち、生年月日が平成12年4月2日から平成27年4月1日である児童が属する世帯の世帯主の住所、氏名及び児童の住所、氏名、生年月日（DV被害者等を含む。）。

(4) 個人情報を目的外利用する課

子ども部 子ども政策課

(5) 主管課（諮問課）

子ども部 子ども政策課

(6) 個人情報の目的外利用先（委託先を含む。）に対する措置

松戸市個人情報の保護に関する条例、施行規則及び松戸市情報システム管理運営規則並びに松戸市情報セキュリティポリシー、その他法令等の遵守

以上

